

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2011年4月22日
【会社名】	住友商事株式会社
【英訳名】	SUMITOMO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 進
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海1丁目8番11号
【電話番号】	(03) 5166-5000
【事務連絡者氏名】	広報部 報道チーム長 江中 一穂
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海1丁目8番11号
【電話番号】	(03) 5166-5000
【事務連絡者氏名】	広報部 報道チーム長 江中 一穂
【縦覧に供する場所】	住友商事株式会社 関西ブロック (大阪) (大阪市中央区北浜4丁目5番33号) 住友商事株式会社 中部ブロック (名古屋) (名古屋市東区東桜1丁目1番6号) 住友商事株式会社 九州・沖縄ブロック (福岡) (福岡市博多区博多駅前3丁目30番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 上記のうち、九州・沖縄ブロック(福岡)は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1 【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- |         |   |
|---------|---|
| ① 名称    | 株式会社CSK   |
| ② 住所    | 東京都港区南青山2丁目26番1号 CSK青山ビル  |
| ③ 代表者氏名 | 代表取締役社長 中西 毅  |
| ④ 資本金   | 99,459百万円   |
| ⑤ 事業の内容 | BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）事業、ITマネジメント事業、システム開発事業、プリペイドカード事業、その他の事業 |

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ① 当社の所有に係る議決権の数  |               |
| 異動前              | 695,116 個     |
|                  | (うち、間接保有分 一個) |
| 異動後              | 935,116 個     |
|                  | (うち、間接保有分 一個) |
| ② 総株主等の議決権に対する割合 |               |
| 異動前              | 46.77%        |
|                  | (うち、間接保有分 一%) |
| 異動後              | 54.17%        |
|                  | (うち、間接保有分 一%) |

(注1) 異動前の「当社の所有に係る議決権の数」及び「総株主等の議決権に対する割合」の計算における分子は、当社及び住商情報システム株式会社が2011年3月10日から2011年4月11日まで実施した、株式会社CSK（以下「CSK」といいます。）の株式等に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により当社が取得したCSK普通株式69,511,667株に係る議決権の数とし、異動後の「当社の所有に係る議決権の数」及び「総株主等の議決権に対する割合」の計算における分子は、上記の69,511,667株及び当社が本公開買付けにより取得したCSKの第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）240,000個の行使により発行されたCSK普通株式24,000,000株の合計93,511,667株に係る議決権の数としております。

(注2) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、CSKが2011年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された2010年9月30日現在の総株主の議決権（1,246,201個）及びCSKの第6回新株予約権240,000個の行使により発行されたCSK普通株式24,000,000株に係る議決権（240,000個）の合計（1,486,201個）を分母とし、異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、上記の合計数に、第7回新株予約権240,000個の行使により発行されたCSK普通株式24,000,000株に係る議決権（240,000個）を加えた数である1,726,201個を分母としております。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

- |          |  |
|----------|--|
| ① 異動の理由  | 当社が、本公開買付けにより取得したCSKの第7回新株予約権を行使することにより、当社のCSKに対する議決権所有割合は54.17%となるため、CSKが当社の特定子会社となったものであります。 |
| ② 異動の年月日 | 2011年4月22日   |